

本日討議いただきたい事項

1. 銀行等における AML/CFT の効率的かつ効果的な実施に向けた対応

銀行等に対しては、為替取引等に関し、AML/CFT として、犯罪による収益の移転防止に関する法律（「犯収法」）において、取引時確認や疑わしい取引の届出などの履行義務が、また、外国為替及び外国貿易法（「外為法」）において、同法に基づく許可等を受けているかどうかの確認や本人確認の履行義務などが課されている。

銀行等における AML/CFT については、金融活動作業部会（FATF）による「第 4 次対日相互審査」における結果も踏まえ、各銀行等において継続的な顧客管理を適切に行っていくことと併せて、中核的な業務である「取引フィルタリング」「取引モニタリング」に関し、システムを用いた高度化が喫緊の課題となっている。

このような状況等を踏まえ、以下の点をどう考えるか。

- (1) 上記課題への対応に関し、地域金融機関を中心にシステムの整備や人材の確保等について、単独での対応が困難との声があることも踏まえ、現在、全国銀行協会において、AML/CFT 業務の共同化に向けた検討が進められている。

こうした動きも踏まえると、AML/CFT の基盤となる預金口座等に係る継続的な顧客管理は各銀行等において適切に行うことを前提としつつ、共同化によって FATF が求める AML/CFT の実効性向上や各銀行等における業務効率の向上に資することが期待できるものであって、共同化に際し、その質を確保する必要がある中核的な業務として、例えば、以下の業務が考えられるが、どうか。

マネー・ローンダリング等のリスクが高いとされている「為替取引」に関し、銀行等からの委託を受けて、以下を行うこと。

- ① 外為法及び国際テロリスト財産凍結法等に基づき、顧客等が経済制裁対象者等に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング関連の業務）
- ② 犯収法に基づき、取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング関連の業務）

- (2) 上記(1)の業務の重要性等踏まえると、当該業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要と考えられる。この観点から、銀行等からの委託を受けて、上記業務を共同化して実施する主体に対しては、例えば、適切な業務実施体制や情報システムの管理・運用、業務実施に際して取り扱う個人情報の適切な取扱いなどについて、適切な業務遂行を確保

するための法的枠組みを導入することが考えられるが、どうか。

(3) その他に、上記業務の共同化に際して、何か留意すべき点はあるか。

2. その他

金融のデジタル化が進む中でいわゆるデジタルマネー（資金決済）の分野において検討すべき点はあるか。

(以 上)